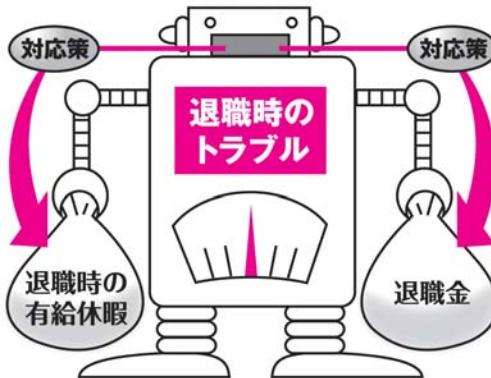


監督署の窓

退職時のトラブル



ます。

監督署にはさまざまなもの相談がありますが、その中で退職の際の労使からの相談で比較的多いのが、退職金の支払いに関するものと、退職時の有給休暇の請求に関するものになります。

○ 退職金について

退職金とは、労働者が所定期間継続した雇用関係を終結するにあたり、労働契約の一環として、あらかじめ定められた規定等により労働者に対して支給されるものになります。

退職金は労働者にとって老後の生活を維持するだけでなく、住宅の取得や子供の教育等の資金として極めて大きな位置を占めており、退職金が確実に支払われるかどうかは労働者の生活に大きな影響を与えることになります。

退職金は、就業規則や労働協約、労働契約等によつてあらかじめ支給条件が明確なものについては、労働基準法上の賃金として取り扱われること

になります。退職金制度を設ける場合には就業規則に、一定の基準で退職金を支払ってきる」として時季変換の行使が認められていますが、退職間際の場合は他に振り替えるべき日

度を設ける場合には就業規則に、一定の基準で退職金を支払ってきる」として時季変換の行使が認められていますが、退職間際の場合は他に振り替えるべき日

になります。退職金制度を設ける場合においては、他の時季にこれを与えることがであります。

なお、退職金は定期賃金に比べ高額であるため、支払を受けることが困難とならないよう「賃金の支払の確保等に関する法律（賃確法）」により、退職金の支払に充てるべき原資のうちの一定額について、保全措置を講ずることが義務付けられています。

したがって、退職金の支給が既に会社内で確立し慣行化しているのであれば、労働者の不信を招いたり、トラブルを起こしたりしないためにも退職金制度を明確にしておくことが大切です。

○ 退職時の有給休暇

労働者が退職する際に未消化の年次有給休暇を一括して請求した場合、会社としてどのような対応すればいいのかという点について、労働基準法第39条で、使用者には、「請求された時季に有給休暇を与えることが事業

の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることがであります。

しかし、話し合いがうまくいかなければ、指定された時季に与えなければなりませんので、普段から年休が計画的に消化されるような環境づくりをしておくことが大切です。

また、退職金制度がなければ退職金請求権がないのかというのかというと、いわゆる労働慣行により権利が